

# 告 示

## 埼玉県告示第千百三十六号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

入間市

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量、三級水準測量）

### 三 作業地域

入間市大字小谷田地内

### 四 作業期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十六日まで